

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎対策事業債の対象となる市町村計画にかかる事業について東日本大震災の影響により新たな地域課題が生じていることに鑑み、平成 27 年度末に失効期限を迎える過疎地域自立促進特別措置法の延長を行うこと。
2. 近年の少子高齢化や社会情勢の変化により、辺地においては著しい人口減少が進行しており、人口が 50 人を下回るケースも出ているが、そのような地域においては、すでに他地域との格差があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」施行令第 1 条の辺地の人口要件を撤廃若しくは条件の緩和を図ること。